6　更正等又は決定による源泉徴収税額等及び予納税額の還付制度について、決定に係る更正等による源泉徴収税額等及び予納税額の還付に係る還付加算金の計算期間から除外される期間の末日がその更正等の日の翌日以後一月を経過する日とされる場合における更正の理由を定めることとした。（第二七七条及び第二七八条関係）

7　生命保険契約等に基づく年金に係る源泉徴収の対象から除外される保険年金の契約の範囲を定めることとした。（第三二六条関係）

8　金地金等の譲渡の対価の受領者の告知制度について、告知を要しない金地金等の譲渡の対価の上限額、金地金等の譲渡の対価の受領者の告知の方法及び譲渡の都度告知を要しないこととした特例の対象、告知を受けた譲渡の対価の支払者の本人確認の方法等を定めることとした。（第三五〇条の六～第三五〇条の一〇関係）

二　所得税法施行令の一部を改正する政令（平成二〇年政令第一五五号）の一部改正

特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人のうち所得税法上の公共法人等とみなされるものの範囲を定めることとした。（所得税法施行令の一部を改正する政令附則第一四条の二関係）

三　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**法人税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一九六号）（財務省）

1　減価償却制度について、次の見直しを行うこととした。

㈠　耐用年数の短縮特例について、国税局長の承認を受けた未経過使用可能期間（改正前使用可能期間）をもって耐用年数とみなし、償却限度額の計算の基礎となる取得価額等を調整する制度とする。（第五七条関係）

㈡　陳腐化償却制度を廃止する。（旧法人税法施行令第六〇条の二関係）

㈢　公共施設等運営権を減価償却資産とする。（第一三条関係）

2　完全支配関係がある法人の間の取引に係る税制等について、次の見直しを行うこととした。

㈠　評価損を計上できる資産の範囲から除外される株式等を発行する完全支配関係がある他の内国法人の範囲を定めるとともに、連結納税の開始等及び非適格株式交換等に伴う時価評価の対象となる資産の範囲について見直しを行うほか、所要の整備を行う。（第九条、第三三条、第四八条、第六八条の三、第一一八条の六、第一一九条の三、第一二二条の二、第一二二条の一二及び第一二三条の一一関係）

㈡　法人が解散した場合で、かつ、残余財産がないと見込まれるときにおいて損金の額に算入される金額について見直しを行う。（第一一八条及び第一五五条の二関係）

㈢　会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入制度の適用を受ける場合にないものとされる連結欠損金額の範囲を定めるとともに、本制度により損金の額に算入される欠損金額について見直しを行うこととする。（第一五五条の二、第一五五条の二〇及び第一五五条の二一関係）

㈣　支配関係がある法人の間で適格現物分配等が行われた場合に制限の対象となる欠損金額及び譲渡等損失額を移転資産の価額に応じた金額とすることができる特例について、被現物分配法人等の株式等を除外して制限の対象となる欠損金額及び譲渡等損失額を計算することとするとともに、移転資産が被現物分配法人等の株式等のみである場合には、確定申告書への書類添付等の要件を除外する。（第一一三条及び第一二三条の九関係）

㈤　外国法人が行う現物出資について、次の見直しを行う。

⑴　外国法人が内国法人に対して行う適格現物出資に該当しない現物出資に係る移転資産等である国外資産等の範囲を定める。（第四条の三関係）

⑵　外国法人が内国法人に対して行う現物出資に係る課税繰延べ要件である事業継続要件及び株式管理要件並びに現物出資後に事業継続要件又は株式管理要件を満たさなくなった場合の取戻し課税について、所要の経過措置を講じた上、廃止する。（第一八八条及び附則第一九条関係）

㈥　適格合併に係る被合併法人が公益法人等である場合の利益積立金額等の増加又は減少の対象となる金額の計算について見直しを行う。（第九条関係）

㈦　連結法人株式の譲渡等に伴う利益積立金額等の増加又は減少の対象となる金額の計算について見直しを行う。（第九条関係）

㈧　支配関係がある法人の間で適格合併が行われた場合の繰越青色欠損金額等に係る制限制度について、その適用の対象から除外される継続して支配関係がある場合の関係の範囲について見直しを行う。（第一一二条及び第一五五条の一九関係）

㈨　非適格株式交換等の直前に株式交換完全親法人等と株式交換完全子法人等との間に完全支配関係があった場合のその非適格株式交換等により取得をした株式交換完全子法人等の株式の取得価額について見直しを行う。（第一九条関係）

㈩　留保金額の計算上控除する道府県民税及び市町村民税の額の計算について見直しを行う。（第一三九条の一〇及び第一五五条の二五関係）

㈠㈠　連結欠損金額とみなされる特定連結子法人の欠損金額等の帰属する連結事業年度について見直しを行う。（第一五五条の一九関係）

3　棚卸資産の評価方法について、切放し低価法を廃止することとした。（第二八条関係）

4　公益法人等の収益事業の範囲について、収益事業から除外されている独立行政法人中小企業基盤整備機構が行う金銭貸付業の範囲に、総合特別区域法の規定による市町村に対して行う金銭貸付業を加えることとした。（第五条関係）

5　外国税額控除制度について、次の改正を行うこととした。（第一四一条、第一四二条及び第一五五条の二八関係）

㈠　複数の税率の中から納税者と外国当局等との合意により税率が決定された税（当該複数の税率のうち最も低い税率等を上回る部分に限る。）は、外国法人税に含まれないものとする。

㈡　控除限度額の計算について、租税条約の規定により条約相手国等において租税を課することができることとされる所得（当該租税条約の規定において控除限度額の計算に当たって考慮しないものとされるものを除く。）で当該条約相手国等において外国法人税が課されるものについては、国外所得に該当するものとする。

6　更正等による中間納付額の還付制度について、決定に係る更正等による中間納付額の還付に係る還付加算金の計算期間から除外される期間の末日がその更正等の日の翌日以後一月を経過する日とされる場合における更正の理由を定めることとした。（第一七四条関係）

7　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**相続税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一九七号）（財務省）

1　決定に係る更正に基づく相続時精算課税制度に係る贈与税額の還付制度について、還付加算金の計算期間の始期となる決定に係る更正から除外される更正の理由を定めることとした。（第一〇条関係）

2　この政令は、一部の規定を除き、公布の日から施行することとした。

◇**消費税法施行令の一部を改正する政令**（政令第一九八号）（財務省）

1　公共施設等運営権を調整対象固定資産の範囲に加える等の見直しを行うこととした。（第五条、第六条及び第一七条関係）

2　前年又は前事業年度等における課税売上高による納税義務の免除の特例について、特定期間に係る前事業年度から除かれる短期事業年度の範囲、六月の期間の末日がその月の末日でない場合等における六月の期間の特例等を定めることとした。（第二〇条の四～第二〇条の六関係）

3　法人課税信託の固有事業者等に係る特定期間における課税売上高の計算方法等を定めることとした。（第二七条及び第二八条関係）